

神奈川県後期高齢者医療広域連合長の職務代理に関する  
規則

平成19年2月1日  
規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第152条の規定に基づき、広域連合長の職務代理者につき必要な事項を定めることを目的とする。

(広域連合長職務代理者の順位)

第2条 法第292条において準用する同法第152条第1項の規定により広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 関係町村の長のうちから選任された副広域連合長

第2順位 関係市の長のうちから選任された副広域連合長

(広域連合長職務代理者の職務代理職員の指定)

第3条 法第292条において準用する同法第152条第2項の規定により副広域連合長にも事故があるとき又は欠けたとき広域連合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(上席の職員の指定)

第4条 法第292条において準用する同法第152条第3項の規定により広域連合長の職務を代理する上席の職員は、事務局次長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月12日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月17日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月10日規則第3号）

この規則は、平成23年6月12日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 11 日規則第 2 号）

この規則は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 14 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 9 日規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日規則第 4 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。